

ILO 創設と男女平等賃金原則の成立 (1)

戸 塚 悦 朗*

I はじめに

1. 問題の所在

現在の ILO 憲章では、男女を問わない平等賃金原則（「同一価値の労働に対する同一報酬の原則」）の承認が前文に書かれているが、創立当初の憲章の前文にはなかった。ILO 創立は、第 1 次大戦の平和処理を定めたベルサイユ条約労働編という国際的合意によってなされた⁽¹⁾が、この前文にもこの原則はない。後述するとおり、同労働編第 II 章第 427 条（労働者の権利章典）の中で、その第 7 項目に男女平等賃金原則が定められたのである。ところで、ILO の創設に際して女性の人権に関するこのように重要な国際法上の原則がどのような経過で、この 427 条中に定められたのかについては、ほとんど研究されていないようである⁽²⁾。

男女平等賃金原則自体、国内的・国際的な運動の枠組みの中でどのように確立されたのだろうか。敗戦国ドイツを含め第 1 次大戦を戦った英仏米などの先進諸国は、男女平等賃金原則をどのように主張したのだろうか。戦勝国には日本も含まれるが、この点で重要な役割を果たしたのだろうか。さらにその前提として、各国の女性の人権を主張する思想、運動および国際的労働運動が、男女平等賃金原則を確立するためにどのような運動を重ねてきたの

(1) Sohn, Louis B., *International Organisation and Integration Documents*, Martinus Nijhoff Publishers, 1986, p. 465.

(2) 浅学にして、十分な研究が完了しているわけではないので、筆者が見まわした範囲に限って言えば、どこにもこれに絞って解説した文献が見当たらないというにとどめたい。

* 神戸大学大学院国際協力研究科助教授

か。それがどのように創立時の ILO 憲章制定に関わったのか。よく分からないところが少なくない。その輪郭だけでも描いてみたい。

2. 男女平等賃金原則の国際的認知

男女平等賃金原則が、初めて国際法的に認知されたのは、いつであろうか。それは、第一次大戦を終結させ、ILO を創立する根拠となったベルサイユ平和条約の一部である労働編最終草案⁽³⁾に同原則が導入された 1919 年 6 月 28 日としてよいと思う。勿論、ベルサイユ平和条約の締結時、又は発効時とすべきという考えもある。しかし、ここでは便宜上、労働問題に関する戦勝国による国際会議が条約の労働編最終草案（男女平等賃金原則を含む）に合意したときを基準時としておこう。

同草案第Ⅱ章第 427 条第 7 項に、「男女は、同一価値の労働に対し、同一賃金を支払われなければならないという原則」⁽⁴⁾が 9 項目の原則の 7 番目としてあげられたのである。

だが、この画期的原則の国際的承認は、一足飛びに実現したのではなかった。今考えれば、当然の原則なのであるが、ここまでの歴史の道程は、きわめてけわしいものだったのである。その経過の概略をさかのぼって、ふ

りかえって見たい。

男女平等賃金原則の国際的承認は、戦勝国の合意の成立によってなされ、ドイツなど敗戦国がこれを受諾した。だが、これについて国家間合意が成立するためには、敗戦国を含めて各国内で、男女平等賃金原則が国内的合意となって受け入れられていたか、あるいは少なくとも有力な見解になっていたことが必要であった。そのような状況を準備するためには、各国で思想家・学者、女性団体、労働団体などが男女平等賃金原則の要求を掲げて広範な運動を展開する必要があった。この原則は、男女平等思想の発展のなかで生み出されたのだが、男女平等思想自体、その内容が多岐にわたり、この原則の定式化は短期間で完成したわけではなかった。最も大きな困難は、男女平等思想の中でも象徴的な目標となった女性選挙権獲得を求める運動に対する、男性中心社会からの理不尽としか言い様のない強い抵抗が続いたことである。この抵抗の克服のためのフェミニストによる運動は、困難を極め、長期間を要した。

また、男女平等思想は、当然のように存在したのではない。女性思想家による女性解放思想の体系的な提起がなされるまで、そのような発想自体が女性によって自覚されなかったのである。このように、男女平等賃金原則の国際的認知にいたるまでには、長く困難な女性解放のためのフェミニスト達の思索と運動の歴史があったのである。この点に関して、ILO 創設に際し指導的役割を果たした英国、フランス、米国、敗戦国であるドイツ、戦勝

(3) The Final Texts of the Labor Section, June 28, 1919. In Shotwell, James T. ed., *THE ORIGINS OF THE INTERNATIONAL LABOR ORGANIZATION Vol. 1*, COLOMBIA UNIVERSITY PRESS, 1934, pp. 424-450.

(4) Section II, Article 427, Seventh: "The Principle that men and women should receive equal remuneration for work of equal value." In *ibid.*, p. 449.

日本政府による訳文は、「同一価値ノ労働ニ對シテハ男女同額ノ報酬ヲ受クヘキ原則」である。外務省條約局『條約彙纂第二巻第六部』、1934、5657 頁。

国としてアジアからただ1カ国のみ ILO 創設に参加した日本の状況を検討してみることしよう。

II 英国

1. 英国における女性解放思想の誕生

女性解放思想が自覚的に主張され始めたのは何時とすべきなのであろうか。15世紀のクリスチヌ・ドゥ・ピザンは、西ヨーロッパ最初のフェミニストと指摘されている⁽⁵⁾。1589年ジェーン・アンガーが『女性擁護』を出版、1648年米国でブレントが「女性参政を要求」、1694年英国でメアリ・アステルが『女性たちへの重大な提言』を公表などと、早期女性解放思想の提起者があげられている⁽⁶⁾。

しかし、現代まで引用・研究され続けるほど傑出した女性解放思想家は、英国のメアリ・ウルストンクラフト（1759～1797年）において他にないであろう。水田珠枝は、ウルストンクラフトの思想を「女性解放思想史上のひとつの重要な指標であった。それは、近代における人間解放の思想を女性の立場でうけとめ、女性の立場からそれを構成しなおそうとした最初の意識的試みだったからである」と評価している⁽⁷⁾。白井らは、「彼女こそが人類の歴史におけるその先駆者であり、女性

解放思想体系を最初に樹立し、それを実践した思想家なのである」と、ウルストンクラフトを高く評価している⁽⁸⁾。ウルストンクラフトの諸著作は、リプリント・翻訳され、世界の多くの国々で今日までもフェミニズム運動に大きな影響を与え続けてきた⁽⁹⁾。

それでは、ウルストンクラフトは、男女平等賃金原則を提起していたであろうか。その前提として、彼女の思想の概略を見てみよう。ウルストンクラフトは、短い生涯に『女性の権利の擁護』⁽¹⁰⁾など13冊の著作を著わした⁽¹¹⁾。主著である同書は、以下のように女性解放思想を史上初めて体系的に樹立した。

トレイラン・ベルゴールは、フランス革命に際し、立憲議会で、憲法委員会の名において「公教育に関する報告」を発表、女性を差別する思想的根拠がないことを自認しつつも、女性が政治に関与しないほうが男女双方にとって幸福であり、女性の天職は母性にあるとし、八歳までの男女共学を認めたものの、その後女子が上級学校に進むことを拒んだ。そこで、ウルストンクラフトは、『女性の権利の擁護』を公表してこれを批判した。ウルストンクラフトが、男女平等を主張する根拠は、人間が獣と異なり、理性を持つからであるが、理性には男女の別はない。真理もそれにもとづく知識も、男女の別があるわけではない。した

(5) 水田珠枝「現代フェミニズムにおけるウルストンクラフト論」、思想、818号（1992年第8号）、101頁。

(6) 白井厚・白井堯子『女性解放論集—付女性史文献（増訂版）』、慶應通信、1987年（再版）、199頁。同書、巻末「女性解放の歩み」と題する年表。

(7) 水田珠枝『女性解放思想史』、筑摩書房、1979年、146頁。

(8) 白井ら前掲書、189頁。

(9) 同上書、220～231頁。

(10) ウルストンクラフト著・白井堯子訳『女性の権利の擁護』、未来社、1980年。Wollstonecraft, M., *A Vindication of the rights of women*.

(11) 白井ら前掲書、221～224頁。水田前掲『思想史』、115～129頁。

がって、男女間に性による差別があってはならないのである。にもかかわらず、これまでは女性が差別され、特に女性の教育への機会が奪われていたために、女性は独立を失い、男性支配のもとに屈した、と彼女は主張した。

ウルストンクラフトは、男女平等で、男女間の正しい理解と友情を育てるための合理的な、国の共学教育施設がなければならないと、教育機会の男女平等を要求した。さらに、女性を家庭に閉じ込めることに反対し、女性の職業的・社会的独立、経済的独立をも主張し、そうでなければ、女性は男性の快楽の奴隷となるだけだ、と警告した。女性参政権についても、控えめながら、女性代議士が必要であるなど女性の政治的独立を主張したので、これはイギリスにおける女性参政権要求の第一声だったと評価されている。

ウルストンクラフトは、肉体的優越を男性優位の唯一の堅固な基礎と見たが、両性の徳性と知識とは性質において同じであり、肉体的性差が男女の不平等を根拠づけないことを主張した。このように、ウルストンクラフトは、階級が異なる男性間の新平等思想を、男女間に拡張適用し、画期的な男女平等思想を確立したのである。

しかし、ウルストンクラフトは、未だ男女平等賃金原則を主張してはいなかった。このような原則の定式化には、さらなる思想の発展が必要だったのである。ただし、労働に関するウルストンクラフトの小説の叙述には、注目すべきものがある。当時の法律と社会慣習を批判し、社会組織の改革による女性解放

をめざしたウルストンクラフトの小説『女性の虐待』がある。労働貧民の女性の状態について、この小説は、能力も労働量も「半分」しかない男性には「相当の生計費」の賃金が支払われるのに、長時間労働に従事する「有徳」の女性労働者にはパンを買うだけの賃金も支払われない、と訴えている⁽¹²⁾。「女性に固有な状態」に関するこの叙述は、男女平等賃金原則を定式化するために必須の事実認識が、すでに著者によって把握されていたことを示している。ウルストンクラフトのこのような認識と男性中心社会批判は、女性解放思想の将来の発展と男女平等賃金原則の定式化を準備するものだったと言えよう。

このように、西ヨーロッパ（英国）では18世紀末すでに、教育、経済、社会、政治などの諸分野で男女平等を主張する、優れた女性思想家が現れていたことがわかる。しかし、今考えれば当然と思われる男女平等思想に対して、その後100年以上もの長期間にわたって、その発展を阻止しようとする男性中心社会の強力な抵抗が続いたのである。その抵抗がどのようなものであったかを検討しないままでは、男性中心社会・現代日本における男女平等賃金原則に対する極めて強硬な抵抗の本体を理解することができないであろう。さらには、その抵抗の克服の方法を考案することも困難であろう。

2. 英国における男性中心の経済学説

同じ能力の労働者が、同じ時間働いて同じ価値の貢献をした場合は、同じ労働を誰がし

(12) 水田前掲『思想史』、143頁。

ようと、その経済的成果には違いがない。自由な経済市場では、等価交換がなされるのだから、同じ価値の労働には同じ対価が支払われるはずだ。だから、労働者が男性であろうと女性であろうと、経済的成果に見合った同一の賃金が労働者に対して支払われてよいはずである。完全に公正な社会であれば、それは当然のことのように思える。そうであるとすると、「自由な経済市場」を実現しようとした経済学者は、理論的には、男女平等賃金原則（男女同一価値労働同一賃金原則）を、当然のこととして早くから支持していたと、期待できそうである。理屈で考えれば、経済学の門外漢の直感的な発想ではそう思われる。

だが、ミシェル・A・プジョールの著書⁽¹³⁾に依拠して、経済学の実態を検証してみると、実際はとてもそのように単純なものではないことがわかる。著者プジョールは、経済学の女性差別性を同書⁽¹⁴⁾で詳細に暴露し、この分野のフェミニスト経済学者としてパイオニア的な貢献をしたが、残念ながら、1997年8月（46才）亡くなった。結論から言えば、経済学者とその学説も、男性中心社会の産物であって、厳しい女性差別を続けてきたと批判されてもやむを得ないであろう。

（アダム・スミス）

英国のアダム・スミス（Smith, Adam）（1723～1790年）は、『諸国民の富』（1776年）、

『道徳感情論』（1759年）などを著わし、「経済学の父」とも呼ばれる⁽¹⁵⁾。プジョールは、以下のように⁽¹⁶⁾、後世にまで続く反フェミニズムの経済学思想を築いた代表的学者として厳しい批判的な評価を与えている。

スミスは、公的領域（市場、資本制）と私的領域（道徳、個人的）を分離して定式化することで、ジェンダー役割を合理化した近代政治理論と資本制市場の働きを合理化した近代経済理論とを結びつけた。スミスの理想的女性像は、魅力的、控えめ、中庸、貞淑、家政にすぐれ、家庭の主婦として適切な行動をとれるなどというものだった。スミスは、男女の役割分担を当然とし、女性は私的領域にとどまるべきものであるとして、女性が自己決定権をもって自己の利益を追求し、公的な領域で行動する経済主体であることを認めなかった。

スミスは、女性を無視し、ほとんど論じていない。市場における性的分業、女性の賃金レベル、女性の雇用へのアクセス、家事労働の生産性などについても論じていない。スミスの学説によれば、教育は（男性の）労働能力を高め、人的固定資本を増加させるものとして経済的価値が認められている。さらに、スミスは、女性の家政面での能力や勤勉さが、子供の死亡率と密接な関係があることも認めている。にもかかわらず、彼は、人的固定資本の増加や労働力の再生産の面での女性による経済的貢献に言及していない。また、中産階級でも労働者階級でも、男性については、

(13) Pujol, Michèle A., *FEMINISM and ANTI-FEMINISM in EARLY ECONOMIC THOUGHT*, Edward Elgar, 1992, pp. 1-228.

(14) ハードカバー版の出版は1992年。ペーパーバック版の出版は1998年。

(15) 『岩波哲学・思想事典』、1998年、884～885頁

(16) Pujol, *op. cit.*, pp. 15-23.

人的資本を高めるために教育が必要であると説くにもかかわらず、女性については、その必要性を認めていない。

スミスは、男性に対する最低賃金については、夫婦と二人の子供の生活を支えるに必要な賃金が必要であるとしている。これは、男性が労働して賃金を稼ぎ、女性が妻・母として男性の賃金に依存することを前提としている。他方、織物産業などの女性の賃金が、低賃金であることは、スミスも認識しているが、それは女性が召使など家庭に雇用される場合が多いからだとしている。スミスは、諸国の法律が概して男性によって作られているために、女性に対しては非常に苛酷なものになっており、女性は圧政からの救済を求めることさえできないことも認めている。それにもかかわらず、資本主義市場の解放に努力したスミスは、資本制と家父長制による被害者である女性（人間の半分）の解放のためには何もしなかった。そして、彼の後継経済学者たちが、性別役割分業制度を完成したのである。男性経済学者たちは、ウルストンクラフトの思想には一顧だにできなかったようである。

(ジョン・ステュワート・ミル)

英国のジョン・ステュワート・ミル (Mill, John Stuart) (1806～1873 年) は、『婦人の隷従』(1869 年)、『経済学原理』(1848 年)などを著わした哲学者・経済学者である。以下ブジョールの分析⁽¹⁷⁾を紹介するが、スミスとは対照的に女性がおかれた状況に同情的だったことから、男性経済学者の中では例外

(17) *Ibid.*, pp.15～23.

的なフェミニストとされている。彼の多くの著書は、1830 年に知り合い 1851 年に結婚した、妻ハリエット・テイラー (Taylor, Harriet) の強い影響を受けて書かれたと推定されており、そのうちには実質的共著ではないと言われるものもある。

ミルは、女性の男性への従属を批判し、それ自体を誤りとした。女性参政権の否定にも反対で、完全な男女の平等を主張し、一方の他方に対するいかなる権力も障害も認めなかった。財産権、自らの収入への所有権、相続権、雇用への無制限のアクセス、自由な決定権など法的権利における男女平等を主張し、男性に対する道徳的・経済的従属から女性を解放すべきであるとした。ミルは、女性は、男性同様に自らの問題について処理能力があると主張した。工場法による女性の保護には反対で、保護は必要がないばかりか、実は女性を従属的家庭内召使として引き続き利用したいという動機が背後にあり、女性にとっては制約でしかないとした。保護者こそが実は抑圧者である、という実例の報道があふれていることも、鋭く指摘している。

ミルのフェミニズム思想で、最も注目できるのは、労働能力における男女の性差を否定したことである。女性の労働能力が低いのかのように考えられてきたのは、実は慣習によるに過ぎず、トレーニングの欠如の結果である。女性が男性より生産性が低いとは考えられないとした。ミルは、女性の雇用制限が、女性の経済的従属性、妻・母の役割、家父長的権力などと結びついていること、女性の役割と

経済社会的地位とに関係があることなどを見抜いていた。これはスミス思想を否定する質を持つが、ミルは、女性が全面的にあらゆる産業に参加できる能力があるとするところまでは進まなかった。

また、ミルは、女性の賃金が男性より低い原因は、第1に、習慣、偏見、女性の従属的な地位によるとする。第2に、女性の雇用が特定の分野に限定されていて、雇用需要も少ないのに、過剰な女性労働者が押しかけていること、工場法などのような法的制約があることもあげる。第3に、女性に対しては、本人の生存に必要な賃金が支払われるのに対して、男性に対しては、妻子を養うに足る家族賃金が支払われる必要があるからであるとも指摘している。この指摘からわかるように、ミルは、男性に対してのみ家族賃金を支払う必要性を認め、女性に対してはそれより低い賃金しか支払われない状況を容認していた。

このように、例外的フェミニスト経済学者・ミルでさえも、大きな限界を抱えていたことがわかる。彼も、ここでつまづいてしまい、男女平等賃金原則を主張できるまでの男女平等思想には到達することができなかった。

そのような限界をもたらしたのは、なぜだろうか。それは、ミルが、結婚した女性について、伝統的な男女役割分担思想を捨てられなかったところにあったのだと思われる。ミルは、結婚した女性も男性と平等であるという。しかし、結婚した女性の役割だけは、他の労働とは両立しえないものとして設定されている。「平等であれども分離」(‘equal but

separate’) された女性の役割をとることが女性にだけ強いられている。ミルの理想によれば、中産階級でも労働者階級でも、男性には家族賃金が支払われる一方、結婚した女性には、妻の役割があり、子供の養育・教育への責務もあり、夫の収入を注意深く経済的に使い、家族が幸せに生活できるように家庭にあって働く役割もあるという。家庭にとどまる役割は、男性には決して強いられることがない。結婚した男性は、変わりなく労働を続けるのだから、女性には観念的・形式的な「平等」しかないことになる。このような男女役割分業のもとでは、いかに形式的平等があると言っても、金銭的生存手段への平等なアクセスは、女性には拒絶されている。結局女性は、権力の不均衡とその乱用のために、男性に支配されてしまうのだが、ミルは、そこまでは思い至っていない。

ミルは、この不平等を解決する方法を検討していない。結婚の中で、男女が等しく家庭責任を共有することも検討していない。また、代替的な社会的解決についても検討していない。全成員が共同生活を送り、共同生活のための労働と費用を共有するというような社会制度(フリーエ主義)の提案があることを知っていたにもかかわらず、ミルは家事労働の社会化をも主張していない。結局、ミルは、リベラル思想、自らの階級的立場、男女の関係に関するロマンティックな思想などの制約のために、ミルの主張する「理想的な結婚」では両性の平等が否定されてしまうことを理解できなかった。家父長制と資本制の相互関係

にメスをいれないままでは、男女平等は上滑りな表面的なものにしかない。資本制と家父長制は、両性間の力関係の上に成立しており、両性の平等とは両立しがたいことも見抜けていない。プジョールは、このようにミルの限界を指摘する。

残念ながら、ミルのように例外的なフェミニスト男性経済学者でさえも、男女性別役割分業の固定観念にとらわれてしまい、男女同一賃金原則を定立することができなかったのである。

(スミスの息子達)

英国のみに限定されないが、その後の経済学者がどうであったかも問題になるので、ここで取り上げておく。マルクスとエンゲルスを除いては、女性の地位について深く検討を加えた経済学者は、最近までなかった。「スミスの息子たち」ともいうべき新古典派経済学派が主流をなしてきた北米では、女性問題に無関心であった点でも、経済学者はスミスを継承してきたのである。

プジョールの著書の序章⁽¹⁸⁾によれば、この無関心は以下の通り、批判的に分析される。第1に、歴史的に見て、経済学分野には、女性が実質的にいなかった。第2に、他の社会科学と違って、経済学は、保守的、弁解的、親資本主義的な新古典派のパラダイムによって支配されてきた。それが、フェミニストの関心に回答を与えることを極端に難しくしてきた。第3に、新古典派経済学は、伝統的に交換関係に焦点を当ててきたため、非貨幣／

非市場経済活動を研究することが困難だった。これが、女性の生活とその経済的な貢献などを見えなくしてしまった原因である。第4に、新古典派経済学は、分析の前提として、女性の生活をあまりにも単純化した。女性はいつても核家族における妻であり、母親であり、家族はいつも同意に基づく調和のとれた場であると仮定した。人種差別も女性差別も競争によって自然に解消するとの学説さえ唱えられた。その結果、多くの間違いをおかすことになった。第5に、新古典派経済学は、抽象化と数学的モデルの利用などによって女性を疎外してしまい、経験的な検証を怠るという方法論的なあやまりをおかしてきた。第6に、経済学は、その男性中心主義のために、伝統的に女性差別主義者であった。個人は、いつも男性であると仮定され、男性的観点のみが検討された。新古典派経済学の「新家庭経済学」でも、女性は、「共同」世帯のパラメーターまたは男性による効用の機能をもつものとして組織的に解釈される。こうして、女性が検討の客体となることはあっても、方法論的に考察から除外されてしまうことになる。さらに、このような男性中心性は、階級性と人種差別性にもつながる、と批判されている。

現代の経済学は、どうであろうか。前掲書の著者プジョールの死後、1998年出版されたペーパーバック版同書の序文で、ジャンネット・A・セイズ⁽¹⁹⁾は、同書を高く評価しつ

(19) Seiz, Janet A., "Preface to the paperback edition", in: Pujol, Michèle A., *FEMINISM and ANTI-FEMINISM in EARLY ECONOMIC THOUGHT*, Edward Elgar, 1998 (paperback), pp. vii-xv.

(18) *Ibid.*, pp. 1-11.

つ、プジョールが経済学を学び、著書となった博士論文を執筆した 1970 年代、80 年代の北米の経済学界の実情を報告している。以下にみるように、プジョールらフェミニストの学者が経済学界で研究を継続するためにどのような困難を克服しなければならなかったかを推測することができる。

経済学者は、女性に対しても、フェミニズムに対しても、友好的でなかった。経済学の博士号は、10 中 8 は男性に与えられた。大部分の経済学者は、女性の経済的地位の改善が必要であるといういかなる示唆に対しても敵対的であった（バーバラ・バーグマン）。1990 年以前には、フェミニズムによる経済学批判の研究で、出版されたものは極少数しかなかった。フェミニストの経済学会はなかった。フェミニスト経済学者として、書き教えるということは、学術的検閲、学会からの追放、職業的死と戦うことであった（プジョール）。孤立し、同僚もなく、出版された文献もなしに研究しなくてはならなかった。

研究のための資料が不足していた。それは、「専門的関心」外にあり、経済学者は、女性に関して明らかに無関心だったからである（マデン）。経済学は、家庭内生産、ボランティア活動にも、その他の経済に女性が関与する程度、女性の態度・問題・成果が男性のそれとは違うあり方にも無関心であった（ファーバー）。経済学の歴史全般については、どのフェミニストも取り組まなかったが、取り組みれば何の文献もないことが分かったであろう。経済学者同様、歴史学者もこの分野にほとん

ど関心を持たなかった。マルクス思想がジェンダー分析のために有効であるところから、マルキストであるフェミニスト学者によって研究されたが、それは、経済史学者によってではなかった。また、ミルがこの問題に取り組んだが、経済学史からは概して無視されてきた。プジョールの著書が出版されるまでは、ジェンダーに関する経済学思想についてもっとも基本的な問題にさえ回答を与える高度の研究はなかったのである。

このような厳しい見方には、異論がある向きもあるかもしれない。しかし、最近まで、経済学者や歴史学者により男女平等賃金原則など女性の利害に関わる重要問題が十分に研究されるような状況もなく、実際の研究もほとんど存在しなかったことは否定しがたいであろう。

3. 英国における男性中心の奴隷解放運動

奴隷解放運動は、早期の人権擁護運動の典型例である。同じ人間でありながら、白人男性中心社会の厳しい差別により、奴隷的処遇を受けていた点では、黒人奴隷も白人女性も変わりがなかった。しかも、「フェミニズム運動の発生に最も大きな刺激を与えたのは、この奴隷制廃止運動である」とも評価されている⁽²⁰⁾。それでは、奴隷解放運動は、男女平等をめざす女性解放運動を熱心に支持したのであろうか。

米国では、多くの女性が、熱心な奴隷制廃止論者として運動に加わっていた。1838 年、

(20) 有賀夏紀『アメリカ・フェミニズムの社会史』勁草書房、1988 年、62 頁。

マサチューセッツ州議会で女性の権利と奴隷解放を要求する著名な演説を行ったクエーカー教徒のアンジェリーナ・グリムケをはじめ、ルクレシア・モット、エリザベス・ケーディー・スタントン、スーザン・アンソニーなど初期の女性解放運動家たちは、その典型である⁽²¹⁾。

米国奴隷解放協会 (American Anti-Slavery Society) は、女性の加盟、発言、決定への参与も認めていた。ところが、同協会の 1840 年 5 月総会で、女性を委員会の委員とするとの提案に、男性牧師などが「神と聖書に対する罪である」と反対したため、投票に付された。結局、百余票の大差で、女性が委員に選挙された⁽²²⁾。その結果、女性の権利に反対した牧師などが脱退し、新しい男性のみの組織、米国人・外国人奴隷解放協会 (American and Foreign Anti-Slavery Society) を創立することになり、運動は分裂した⁽²³⁾。

英国人・外国人奴隷解放協会 (British and Foreign Anti-Slavery Society) の主催で、1840 年にロンドンで奴隷解放世界会議が開催された。当初 1836 年 10 月に送られた招待状は、「奴隷の友人」を招集したのだったが、これでは女性が参加することがありうると考えた主催者側は、1840 年 2 月に「紳士」を招待すると招待状を出し直すという事件が起きた。米国奴隷解放協会は、5 名の代表を送っ

たが、その中にはフィラデルフィア奴隷解放協会を代表する女性ルクレシア・モットも含まれていた。その他マサチューセッツ奴隷解放協会代表とボストン女性協会の代表も女性だった。後に女性解放運動の指導者となったエリザベス・ケーディー・スタントンは、同世界会議に参加する予定だったヘンリー・スタントンと出発直前に結婚、妻として同行したが、ロンドンへの船中でルクレシア・モットと知り合った。ロンドンでは、6 月 12 日始まった同会議の冒頭、女性代表の参加を認めるかどうかで、延々の議論が続いた。英国の男性牧師達は、「女性は憲法上公的な会議には適さない」と主張し、あるいは、「女達をつまみだせ」と怒鳴るものも出てきた。結局、「女性の参加というようにつまらない問題で、重要な会議を分裂させるのか。・・・男なら男らしくすべきだ」などという英国の牧師の意見が大勢を占めた。結局、女性を排除する決議が、圧倒的多数による賛成で採択された⁽²⁴⁾。

奴隷解放運動からの公式の信任状を与えられていたにもかかわらず、女性代表は公式参加を拒否され、会議中カーテンの背後で傍聴させられという屈辱を味わされたのである。奴隷解放という人権の擁護を主張する NGO (非政府組織) 運動も、男性中心主義に支配され、女性の表現の自由、結社の自由を拒否することで、女性の人権を侵害した。この歴史的事実は、栄光ある奴隷解放運動の汚点として残ったばかりか、女性の解放がいかに困

(21) 同上書、62～70 頁。同上書 95～103 頁。

(22) Stanton, Elizabeth Cady et al. ed., *History of Woman Suffrage Vol. 1*, SUZAN B. ANTHONY, 1889, p. 53.

(23) Frost, Elizabeth et al., *Women's Suffrage in America an Eyewitness History, Facts on File*, 1992, p. 57.

(24) *Ibid.*, pp. 55-77.

難で、孤立した運動を続けなければならなかったかを如実に示している。しかし、米国奴隷解放協会の男性指導者であったウィリアム・ロイド・ガリソンは、船の都合で遅れて参加したが、女性が排除されたことを知って公式の出席を拒否し、残る 10 日間を女性とともに、傍聴席にとどまった。エリザベス・ケーディー・スタントンらは、「勇敢なガリソン！この行動によって、彼は永久に故国の女性達の心に鮮明に刻まれるであろう」と最大級の賛辞を贈っている⁽²⁵⁾。

このような女性差別に衝撃を受けたルクレシア・モットとエリザベス・ケーディー・スタントンは、ロンドン滞在中に、親しく語り合い、帰国後男性を教育するために、女性の権利に関する集会を開催することを約束し合った。これが、8 年後 1948 年セネカ・フォールズの女性の権利宣言集会として実現したのである。それもあって、スタントンらは、「英国でも米国でも、女性参政権運動は、この世界奴隷解放会議のときに始まったと言ってもよいだろう」としている⁽²⁶⁾。

4. 英国における男性中心の労働運動

男性が主導権を握った資本主義社会は、女性解放に敵対的であった。社会主義者の運動やそれと連帯した多くの労働組合の運動は、女性解放運動に熱心であったと一般的に考えられているが、歴史を検討すると、「プロレ

タリアート・アンティフェミニズム」と言われる男性中心主義の傾向が根強くあったのであって、女性解放運動はここでも強い抵抗に出会ったのである⁽²⁷⁾。

英国では、1842 年英国男性労働組合の新聞は、「男性労働者は、女性の加盟を支持しないだろう」と女性を労働組合から排除する記事をのせた。当時、ヨーロッパでは、多数の熟練工の労働組合が創設されていたが、大多数が熟練工とは見られていなかった女性を排除することで、熟練性を強調したかったらしい⁽²⁸⁾。

同じ英国だが、小学校教員を主たるメンバーとする労働組合である全国教員労働組合・NUT (National Union of Teachers) は、女性に同情的な労働組合の一つだった。女性も、男性と平等に組合員になれたし、1904 年以後は女性が過半数をしめた。1911 年には女性会長まで出した程女性の影響力が大きかった。

ところが、女性の権利の推進運動には男性組合員からの反発が強く、高度に知的職業のはずの教員というイメージから程遠いものだった。男性組合員は、知的討議のかわりに暴力的な対応さえとったのである。ロンドンの教員協会⁽²⁹⁾の 1907 年大会で、女性が男女教員の平等賃金を求める動議を提案したときの

(25) *Ibid.*, pp. 55-77. ガリソンと行動を共にした米国の新聞社 (The Herald of Freedom, in Concord) の男性編集長、ナタニエル・P・ロジャースについても付言されている。

(26) Stanton et al., *op. cit.*, pp. 50-62.

(27) Thönnessen, Werner, translated by de Bres, Joris, *The Emancipation of Women*, Pluto Press, 1973, pp. 7-8.

(28) Anderson, Bonnie S. and Zinsser, Judith P., *A History of Their Own Vol. II*, Harper & Row, 1988, p. 291.

(29) 1919 年に NUT のロンドン支部となった。The London Teachers' Association.

ことである。口笛を吹く、床を踏み鳴らす、ふざけた歌を歌うなどの組織的・物理的な議事妨害が続き、ついに大会は流会になった⁽³⁰⁾。初の女性会長となったクレホーン会長が議長となって、全国教員労働組合・NUTの1911年大会を開催したときのことだ。女性参政権運動を支持する男性が動議を提案しようとしたところ、会場の後部に陣取った数百名の男性組合員が、怒号する、侮辱的やじを飛ばすなどの組織的な対応に出て、発言を阻止した。この暴力的な議事妨害は、休みなしに30分も続いたという⁽³¹⁾。このような男性組合員による激しい抵抗もあって、同労働組合内では対立が激しく、結局組織は分裂した。そのため、先頭を切って男女平等実現を推進してきた教員労働組合の運動は弱体化した。

5. 英国の女性解放運動と平等賃金原則の主張

女性教員は、高度の教育を受け、男性とともに同じ職場にあって、男性と同じ仕事にしていた。彼女たちこそ、組織的かつ強力に平等賃金原則を要求した英国最初の労働者であった。小学校教員の労働組合である全国教員労働組合(NUT)の内部では、すでに1880年代から女性教員が平等賃金原則を主張し続けていた⁽³²⁾。女性教員は、1890年代には、昇進の不平等問題及びNUT組織内における女性の地位の不平等問題に関する強い批判の声を上げ始めた。結婚退職制廃止要求

も、女性教員には重要な運動課題だった。英国でも、労働組合内部には、もし平等賃金原則が本当に実施されていれば、男性労働者は女性労働者と競う必要はないはずだという旧来の議論があった。しかし、NUTではこのような論理は通用せず、多くの男性教員は男女平等賃金原則に強く反対した。このような男性中心性を克服しようと、1904年には、NUT内部に平等賃金連盟(EPL)が結成され、平等賃金原則の要求を強力に推進し始めたことから、女性教員の平等賃金運動は本格化した⁽³³⁾。1906年には、EPLは、全国女性教員連合会(NFWT)と名称を変更し、平等賃金原則を最優先課題として運動を強化した⁽³⁴⁾。

女性参政権を要求する女性運動はまとまってきた。他方、男性中心の政治・社会の側には、総力戦となった第一次世界大戦に女性を動員することが必要という事情もあった。長い間女性参政権に消極的だった英国政府は、戦時中に女性参政権支持に政策を転換し、1918年には女性参政権が実現した⁽³⁵⁾。こうして、女性の権利は大きく前進した。

しかし、平等賃金原則については、そううまくは進まなかった。女性運動もまとまらなかった。女性参政権運動の最有力指導者であったミリセント・ガレット・フォーセツト(Faucett, Millicent Garrett)は、教育、雇用、専門職などに関する女性の権利擁護のための発言で著名である。前記女性教員の要求にも

(30) Oram, Alison, *Women Teachers and Feminist Politics 1900-39*, Manchester University Press, 1996, p. 125.

(31) *Ibid.*, p. 1.

(32) *Ibid.*, p. 110.

(33) *Ibid.*, p. 125.

(34) *Ibid.*, p. 110.

(35) *Ibid.*, p. 145.

かわらず、1892年時点のフォーセットは、男女平等賃金原則を要求するのは、原理的にも戦術的にも誤りであるとの意見を公表している⁽³⁶⁾。その理由は、男女の経済力が極端にかけ離れている状況では、平等賃金原則の実現は不可能であるからというものだった。ところが、彼女は、第1次世界大戦中の1916年には説を変えて、平等賃金原則を強く要求する意見を公表するようになった。男性の50%という低賃金しか女性に対して支払わないことを正当化する理由として、女性は、扶養家族がいらないから扶養家族を持つ男性より低賃金になるのはやむを得ないという説があった。フォーセットは、これに反論して、扶養家族を持つ女性が現に多数存在する事実の証拠を提示した。彼女が平等賃金原則を支持する決意を固めたのは、戦争中、元男性がいた職場に女性が入り、男性同様の働きを示し、男性と同じ能力があることを現実証明したからであろう⁽³⁷⁾。

しかし、その後も女性運動の分裂は続いた。1919年、フォーセットのあとを継いで全国女性参政権協会連合(NUWSS)の会長となったエレノア・ラスボーン(Rathbone, Eleanor)は、住居、労働者階級の家族の収入、寡婦への財政的援助などの問題には力をそそいだが、平等賃金原則を主張しなかった⁽³⁸⁾。彼女が恐れたのは、戦時中に女性が獲得した職場を男性に回復するために、男性中心労組が平等賃金原則を要求し、その立法が実現するかも

しれないというシナリオであった。もし、そうならば、女性が労働市場から締め出されるはずである。それよりも、母性を強調し母親手当を要求するほうが現実的だと、ラスボーンは考えたのである。そのために、フォーセットとラスボーンの間で論争が起きたが、全国平等市民社会連合⁽³⁹⁾は、1925年に母親手当要求を承認した。これで、女性運動の多くがラスボーン説を支持することとなった。こうして、平等賃金原則を要求する運動は、さらに停滞することになった。

III フランス

1. フランス革命の限界と女性の挫折

革命が女性を解放すると期待したからであろうか、ウルストンクラフトも、フランス革命を目撃するためにパリにわたった。しかし、「男性」と「男性市民」の解放はともかく、女性解放への期待は、完全な幻想に過ぎなかったのである。

フランスの「人権宣言」は、1789年8月26日憲法制定会議により採択され、そのまま1791年の憲法に取り入れられた。正式名(Déclaration des droits de l'homme et du citoyen)は、「人および市民の権利宣言」と訳され、その第1条は、「人は、自由かつ権利において平等なものとして出生し、かつ生存する。社会的差別は、共同の利益の上のみ設けることができる」と訳されている⁽⁴⁰⁾。

(39) NUSEC. NUWSSが1919年に名称を変更した。

(40) 高木・末延・宮沢編『人権宣言集』岩波文庫、1957年、128～133頁〔山本桂一氏担当部分〕。

(36) Pujol, *op. cit.*, p. 56.

(37) *Ibid.*, pp. 75-76.

(38) *Ibid.*, pp. 76-84.

この日本語訳では、権利主体は、「人」である。「人」が日本語の言葉として持つ通常の意味としては、男性も女性も含むはずである。「市民」にも男女が等しく含まれるように読める。したがって、女性に対する差別は、原則として許されないことになる⁽⁴¹⁾。このような宣言を持つ国家にあっては、女性にも当然に選挙権が保障されるであろう。そればかりか、その他の法的な差別も原則として禁止されているはずである。そこでは、男女平等賃金原則が実施されていても不思議はない。

しかし、「人および市民の権利宣言」と翻訳されたフランス語原文⁽⁴²⁾を見ると、「人」と翻訳されたのは、“*homme*”であって、文字通りならば本来「男」と翻訳されるべき男性名詞なのである。また、「市民」と訳された、“*citoyen*”も男性名詞である。1793年ジロンド憲法草案に含まれたとされる「人々の市民のおよび政治的自然権の宣言の草案」と訳されたフランス語原文⁽⁴³⁾にも、上記したのと同じ問題がある。“*hommes*”の文字通りの意味は、「男」であるが、「人々」と男女を含む日本語に訳されているのである⁽⁴⁴⁾。文字通りの通常の意味は、「男の・・・自然権の宣言」であるはずなのである。

勿論、一般的な翻訳問題としていえば、これまで通説のように、“*homme*”が「人」

全体を指すとするのも、あながち間違いとは言いきれない。しかし、その場合は、そのような意識が適当とされる社会的事実、すなわち、現実の法の適用として、男女が平等に扱われていたことを示す事実の存在が、意識の裏づけとして必要なのではないだろうか。

しかし、この宣言がなされたフランス革命期の歴史的な諸事実を見ると、以下述べるようにこれとは全く逆であった。男性・市民の権利が伸張したのに対して、女性は差別され、その権利は徹底的に侵害されたことを示しているのである。そうすると、“*homme*”は文字通り「男」と翻訳するしかないのではないだろうか。少なくとも、そうでないと、女性も当時から「人権」と訳された権利の担い手とされていたかのような誤解を招くであろう。

実際は、女性の権利が男性のそれと平等に保障されていたのだろうか。フェミニズムの視点から書かれたハウスとケニーの著書⁽⁴⁵⁾からは、1791年、1793年のフランス憲法が、権利主体を「男性」のみに限り、意図的に「女性」を憲法の権利保障から排除したことが読み取れる。女性たちがどのように革命指導者によって排除されたのかを、ハウスらの著書によって段階的に振り返ってみよう。

フランス革命前5世紀もの間、地方選挙でも、全国選挙でも、特権階級の女性の場合ではあろうが、女性の投票権が維持された。ところが、1780年代になって、男性の権利を

(41) 特に「共同の利益」に基づく社会的差別の例外をのぞく。

(42) *Déclaration des droits de l'homme et du citoyen*.

(43) *Projet de Déclaration des droits naturels, civils et politiques des hommes*.

(44) 前掲岩波文庫、134～140頁〔山本桂一氏担当部分〕。

(45) Steven C. Hause with Anne R. Kenney, *Women's Suffrage and Social Politics in the French Third Republic*, Princeton University Press, 1984, p. 5.

宣言したフランス革命は、それまで女性が享受していた政治的権利を奪ったのである。

具体的に何が起こったのだろうか。既に1780年夏には、革命指導者による女性に対するむき出しの敵意が現れた。右派ではミラボーから、左派ではロベスピエールに至るまで、革命指導者は、女性選挙権に反対した。その結果、女性の選挙権を拒絶する立法がなされたのである。その根拠は、政治に必要な肉体的・道徳的な強さを欠くとか、教育が不十分であるとか、政治以外により向いているとか、教会のような革命の敵によってたやすく影響を受けやすいなどというものだった。その結果、1791年憲法でも、1793年憲法でも、女性は市民としての地位を認められず、憲法上の権利保障から除外されてしまったのである。女性は、市民としての宣誓権も、言論・集会の自由も否定された。それまで、政府批判など言論の場として相当の力を発揮していた、女性による政治的クラブも閉鎖された。そのうえ、憲法制定会議からさえも、女性は排除されたのである。

当然のことながら、女性たちはこのような女性差別に対し強く反発し、批判運動を展開した。オランブ・ドゥ・グージュの事例⁽⁴⁶⁾が最も有名である。彼女が起草し、1791年に公表した「女の人権宣言」は、「女性は、自由かつ男性と権利において平等なものとして出生し、かつ生存する」と男女平等を宣言した。しかし、フェミニストの女性達が、こ

のような主張をせざるをえなかったのは、革命指導者による「人権」宣言が、実際は女性を除外した「男の人権宣言」だったからにほかならない。

第4に、このような、革命指導者に対する強い批判的発言は、受け容れられることなく、暴力によって手ひどい弾圧を受け、圧殺された。ドゥ・グージュは、憲法制定会議への登壇を許されなかったばかりか、恐怖政治の支配下で、断頭台で処刑されたのである。当局系の新聞は、「法は、女性にふさわしい美德を忘れた共謀者を罰したのだと思われる」とさえ報道した。革命指導者たちは、それほどまでに「女の人権宣言」の起草者に対する怒りを露にした。女性の権利を主張して革命指導者を批判したその他の女性達も、あるいは逮捕され、あるいは亡命することを余儀なくされたのである。

フランス革命指導者は、フランス女性のみならず、英国女性ウルストンクラフトがフランス革命にかけた女性解放の夢をも無残に打ち砕いた。その後のフランスでは、150年の長きにわたる女性運動にもかかわらず、1944年8月ドゴール将軍がパリに入り、政権につくまで女性参政権の夢は実現しなかった。

2. フランスにおける男性中心労組の抵抗

フランスでも、男性中心労組の抵抗は強かった。1866年に開催された、国際労働男性協会の会議⁽⁴⁷⁾に参加した独仏の代表は、男性労働者の賃上げを要求し、女性は「家庭と家

(46) オリヴィエ・ブラン著＝辻村美代子訳『フランス革命とオランブ・ドゥ・グージュの生涯・女の人権宣言』岩波書店、1995年。

(47) 第一インターナショナル。The International Working Man's Association.

族という「正業」にもどれ」と主張した⁽⁴⁸⁾。

1879年マルセーユで開催されたフランスの労働者の大会は、女性の平等を実現するための広範な公約を含む決議を圧倒的多数で採択した⁽⁴⁹⁾。ところが、この決議は、約15年間しか尊重されなかった。そのため、多くの女性労働者は失望し、1900年ごろまでには左翼労働運動への女性の参加は減少してしまった⁽⁵⁰⁾。

3. フランスの女性解放運動と平等賃金原則の主張

フランスでは、社会主義者によって女性の平等を約束した決議が1879年に上記のとおり採択されていた。その後、パリで1889年に開催された国際労働者会議⁽⁵¹⁾には、ドイツ社会民主党の理論家であったクララ・ツェトキンも出席して、女性問題に関して重要な提案をするなど指導的役割を果たした⁽⁵²⁾。ツェトキンは、女性の労働は、女性を性奴隷から解放するただ一つの手段であって、経済的に必要なものであるとし、女性労働へのどんな制約にも反対し、女性を特別に保護することにも反対した。同会議は、ツェトキンの演説に大拍手で応えたにもかかわらず、以下のとおり女性を保護する要求を決議した。

仕事が女性の身体に特に有害な産業の全

分野で女性労働を禁止すること、女性および18才未満の若年労働者の夜業を禁止すること、労働者の健康に対し将来的に傷害を与えるような産業分野及び労働の過程を禁止すること。

会議は、さらに、男性労働者は、女性を平等の権利に基づいて仲間に入れる義務をもつこと、そして、国籍の違いを問わず両性の労働者の同一労働に対しては、原則として同一賃金を支払うことを要求することを宣言する。

もっとも、女性労働者への特別保護の要求とあわせて、男女平等賃金原則（同一労働同一賃金原則）も要求されていることに注目すべきだろう。ツェトキンの女性を特別保護すべきでないとの提案にもかかわらず、女性の特別保護が強調されたことから考えると、平等賃金原則の要求を採択した男性中心の労働者会議参加者の本音は、これを女性労働者を労働市場から排除するための便法にしたかったのかもしれない。にもかかわらず、筆者は、平等賃金原則の要求がなされた事実は、長期的には、女性の利益を擁護する方向で働いたと評価したい。これは、その後、フランスのみならず、ヨーロッパ諸国の、果ては日本の社会主義運動にも女性運動にも相当大きな影響を与えたのである。

フランス社会では男性中心のカトリック教会が支配的影響力を持ち、全体として女性運動は弱かったが、1890年代後半から20世紀初頭にかけて、大きな転機が訪れ、女性運動

(48) Anderson et al., *op. cit.*, p. 261.

(49) Hilden, Patricia, *Working Women and Socialist Politics in France 1880-1914 A Regional Study*, Clarendon Press, 1986, p. 2.

(50) *Ibid.*, p. 2, 4, & 207.

(51) いわゆる第2インターナショナル。

(52) Thönessen, *op. cit.*, pp. 39-40.

が発展した⁽⁵³⁾。女性の権利連盟 (LFDF) は、社会主義フェミニストのグループである女性連帯と共催で、1896 年女性の権利会議を開催した。参加者は約 2 百名で比較的小規模だったが、重要な転機になった。中絶の権利、性的独立、選挙権など多くの個別問題では議論が錯綜、まとまらなかったが、男女の完全平等という点では全員一致した。LFDF は、1900 年に、女性の権利国際会議を主催し、約 5 百名の代表が参加した。1896 年の会議に比べるとさらに広範で組織的な計画が議論され、最初に全会一致で平等賃金原則 (「同一労働同一報酬」) の決議が採択され、女性参政権要求決議を採択して終わった。この会議では、その他 71 項目の動議が承認された。

この頃フェミニスト運動が急発展した原因としては、女性が厳しい被害を受けていたことが主要な要因だと思われるが、比較的に自由を許した政権、パリで開かれた女性の権利国際会議、フェミニストの日刊新聞 (ラ・フロンド) の創刊、国際女性審議会の支部となったフランス女性審議会⁽⁵⁴⁾ の創設などが相次いだことなど、複合的な諸要因も影響した。1896 年当時のパリには、6 つの女性団体 (会員数 5 百から千名) があった。それが、1901 年に CNFF が創設された後には、その女性団体数は 15 になり、会員数も 2 万から 2 万 5 千名を数えるまでに女性運動が成長するにいたった。

フランスの社会主義者の運動も、女性問題

に限って言えば、あまり頼りにならなかった。労働者インターナショナル・フランス支部 (SFIO) の 1906 年会議は、女性参政権を支持する決議を採択したが、それを熱心 to 実施せず、結局リップサービスに終わってしまった⁽⁵⁵⁾。女性⁽⁵⁶⁾ に参政権を認めると、社会主義者の運動を阻止しようとするカトリック教会に有利になるだろうという予測があったこと、さらに、社会主義者が選挙で成功するたびに保守的な選挙民に妥協するようになったことなどが、社会主義者が女性の権利推進に不熱心になって行った原因にあげられている。フランスの進歩的運動の指導者も、多くは女性差別的な固定観念に支配され、男性中心性を根強く持ち続けていたのではないだろうか。

IV 米国

1. 米国の女性解放運動と平等賃金原則

(セネカ・フォールズで初の「女性の権利」大会開催)

米国の「フェミニズムが初めて運動として組織されたのはセネカ・フォールズにおいてだった」と言える⁽⁵⁷⁾。1848 年 7 月、初めての「女性の権利」の大会がセネカ・フォールズで開催され、全国的な女性解放運動を起こす原点となった「所信の宣言」⁽⁵⁸⁾ および 11 項

(55) Hilden, *op.cit.*, p. 247.

(56) その多くは、まじめなカトリック教徒で、保守的とみなされた。

(57) 前掲有賀、73 頁。

(58) 日本語訳: 久保田きぬ子「セネカ・フォールズに於ける婦人の所信の宣言 (一八八四年)・原典」アメリカ学会訳編『原典アメリカ史第三巻』岩波書店、1953 年、323~325 頁。原文: Stanton et al., *op.cit.*, "DECLARATION OF SENTIMENTS", pp. 70-71.

(53) Hause, *op.cit.*, pp. 28-70.

(54) CNFF。組織的運動を展開していた米国女性の影響を受けてできた穏健なフェミニスト団体の連合体。

目の決議⁽⁵⁹⁾が採択された。同宣言は、前記エリザベス・ケーディ・スタントンらの起草になり、同大会で討議・採択の上、女性 68 名、男性 32 名が署名した。ニューヨーク州のセネカ・フォールズにあるウェズリヤン教会で開催されたこの大会は、その後の米国の運動に決定的な方向付けを与えたばかりか、英国などにも紹介され、ヨーロッパのフェミニズム運動にも貢献した。

所信の宣言は、独立宣言（1776 年）の論理と言葉づかいをもじって書かれたが、独立宣言が非難の対象とした英国王を「男性」に置き換え、男性による暴政を非難する形をとっている。独立宣言では、「すべてのメン⁽⁶⁰⁾は平等に造られ」としているところを、「すべての男女は平等に造られ」⁽⁶¹⁾と女（women）をつけ加えて、書き換えている。そのうえで、国王の暴政による被害 17 項目をあげた独立宣言同様、男性中心社会による暴政が如何に女性の権利を侵害してきたかを象徴する被害を 17 項目にわたって記述している。女性の権利大会は、所信の宣言を前提としてどうすべきかの運動目標を具体的に示し、宣言に引き続き 11 項目の決議として採択した。ところでこの宣言・決議には、平等賃金原則が含まれていたのであろうか。

同宣言・決議の内容は、総合的・包括的である。米国の女性参政権運動の歴史に関する

資料集がエリザベス・ケーディ・スタントンらの編集によって出版されており、その第 1 巻では「かくして、この宣言と決議は、運動の最もラディカルな友人達が要求してきた以下のようなすべてを要求したものと将来評価されるであろう。すなわち、大学における、および事業及び専門職における男女平等の権利をはじめ、選挙への権利、すべての政治的な公職・名誉および俸給の共有、結婚に於ける完全な平等、個人的自由・財産・賃金・子供、契約を締結すること、訴えそして訴えられること、司法裁判所で証言すること、などに関する男女平等の権利がそれである」⁽⁶²⁾としている。これによれば、「賃金」への平等の要求も含まれているかのようにも読めるが、果たしてそうだったのであろうか。

宣言の 17 項目を見ると、第 6 項目に、「財産上のすべての権利、女性自らの労賃に對する権利までも剥奪して来た」とあり、賃金問題が登場するが、これは賃金を取得・管理する法的な能力がないことを言ったのであって、平等賃金原則とは次元が異なる。第 10 項目には、「有利な職業の殆んどすべてを男性の獨占とし、しかも女性は彼女に許された職業からも乏しい報酬しか受けない現状である。・・・」としている。ここでは、不当な「乏しい報酬しか受けない現状」という平等賃金原則の要求を支える前提事実が明確に述べられている。

それでは、決議ではどうであったのだろうか。

残念ながら、アメリカ学会訳編『原典アメリ

(59) *Ibid.*, pp. 71-73.

(60) “men” は、通常「人」と訳されているものの、人であるはずの女性の権利は保障されていないから、文字通り「男」と訳すべきであろうか。

(61) All men and women are created equal.

(62) Stanton et al., *op.cit.*, p. 73.

カ史第三卷』には、この決議の詳細な内容が報告されていないので、英語原文資料⁽⁶³⁾に直接当たる必要がある。検討の結果を結論から言うと、平等賃金原則を間接的に導き出すに必要十分な法の下での平等などの主張は数多く含まれているものの⁽⁶⁴⁾、この原則そのものが含まれているとは読めない。歴史的に重要な決議だが、これまであまり注目されなかったようである。参考のために決議の要旨を列挙しておきたい⁽⁶⁵⁾。

第1、女性の真の実質的幸福と矛盾する法は、自然の大前提に反し、無効である。

第2、女性を男性より劣等な地位におくあらゆる法は、無効である。

第3、神は、女性を男性と平等のものとして創造した。

第4、女性は、法に関する啓蒙を受けるべきである。

第5、男性は、女性が宗教的催しで、話し、説教するよう奨励すべきである。

第6、社会的に女性に求められると同様の道徳などは、男性にも要求される。

第7、女性が公の講演をする際に向けられる無礼には、反対すべきである。

第8、女性は、腐敗した慣習と聖書の歪

曲によって、長い間狭い世界に閉じ込められることに慣らされてきたが、創造主が与えたより広い領域で活躍すべきときがきた。

第9、公職の選挙への神聖な権利を獲得することは、この国の女性の義務である。

第10、人間の権利の平等は、能力と責任における人類(race)としての同一性の事実から必然的に結果するものである。

第11、女性も男性と同じように、創造主から同じ能力とその行使に関して同じ責任の意識を与えられたのだから、女性が男性と同じように、あらゆる正当な目標をあらゆる正当な方法で求めることは、権利でありかつ義務でもある。

主催者側から提案されたこれらの決議案のうち、第9の女性参政権問題は、激しい論争の後の投票により、小差で採択された。それ以外は、全会一致で採択された。

なお、最後の会議で、ルクレシア・モットから追加提案され、全会一致で採択された以下のような決議がある。

我々の目標の迅速な成功は、説教壇の独占を覆すための、また様々な事業、専門職および商業に男性と平等に女性が参加することを確保するための男女による熱心かつ不屈の努力にかかっている。

(63) *Ibid.*, pp. 71-73.

(64) 例えば、以下の第1、2、3、10、11及び追加決議参照。

(65) 番号は筆者が便宜上つけたものであって、原文にはない。

(女性賃金差別に関する早期の要求)

1848年セナカ・フォールズの初の女性権利大会では、上記のほかには宣言・決議はないので、結局この大会では平等賃金原則と直接関連する宣言・決議はなかったと思われる。しかし、同大会の影響は大きく、このあと数多くの女性の権利大会が、州レベル、全国レベルで連鎖的に開催され、その中で女性賃金差別は、重要問題としてしばしば討議された。

セナカ・フォールズ大会では議論がつきなかったところから、議論を継続するために、2週間後の同年8月2日には、ニューヨーク州のローチェスターで再度ニューヨーク州の女性の権利大会が開催された。セナカ・フォールズでは女性主催者側も自信がなく、大会の議長は男性であるジェームス・モット⁽⁶⁶⁾に依頼したが、ローチェスター大会では、女性であるアビゲイル・ブッシュが議長をつとめた。エリザベス・ケーディー・スタントンら有力な女性指導者の反対を押し切って、多数決で強行された実験だったのだが、ブッシュ議長は見事な采配をふるった。この女性議長の成功で、女性運動家達は大きな自信を得た。その意味で象徴的な重要性をもった大会だったと思われる。この大会では、サラ・オーエンが、「賃金の不平等」⁽⁶⁷⁾を取り上げ、演説した⁽⁶⁸⁾。同大会決議は、第1に、女性参政権実現のため毎年州立法府に請願を提出することなどを決議した。注目されるのは、第5

などを要求し、労働者階級の女性に対する抑圧に関し、雇い主に対して労働者の賃金をあげるよう求めたことである⁽⁶⁹⁾。

1850年10月23、24日には、ついに第1回全国女性の権利大会がマサチューセッツ州ウォーセスターで開催されるまでに、女性解放運動が発展した⁽⁷⁰⁾。ニューヨーク州の大会の成果は、全国的に伝わり、マサチューセッツ州関係者は、その成果を踏まえて全国大会を呼びかけた。同州の呼びかけ人達は、反奴隷制運動の指導者だったので、運動上の経験は十分だった。1850年5月同州の反奴隷制集会の際に、ボストンの女性が提案し、全国大会呼びかけのための委員会が設置された。ウォーセスター大会には、10州（マサチューセッツ、メイン、ニューヨーク、ニューハンプシャー、バーモント、ペンシルバニア、コネチカット、ロードアイランド、アイオワ、カリフォルニア）の代表が集まった。呼びかけ文⁽⁷¹⁾に署名したのは、6州の89名の指導的男女であった。呼びかけ文は、「労働と職業における女性に対する制限及び品位を傷つける待遇」を批判している。同大会決議には、女性参政権その他の権利の不平等を解消するまで女性が運動を続けるという決意に関するもの⁽⁷²⁾と運動組織に関するもの⁽⁷³⁾の2セットの決議があった。後者は、中央委員会の下に、教育、産業・職業、市民的政治的権能、

(69) *Ibid.*, pp. 808–809.

(70) *Ibid.*, pp. 215–226.

(71) *Ibid.*, p. 221–22.

(72) *Ibid.*, P. 821.

(73) *Ibid.*, P. 823.

(66) ルクレシア・モットの夫でクエーカー教徒。

(67) *inequality of wages.*

(68) *Stanton et al., op.cit.*, p. 78.

社会関係、出版の5委員会を設置した。これが産業・職業委員会を含んでいたことから見ると、同大会が女性に対する賃金差別にかかわる諸問題をも重視したことはあきらかである。しかし、呼びかけ文と決議の内容を見る限りでは、それ以上に、平等賃金原則を鮮明に打ち出しているとはまではいえない。

(平等賃金原則決議の採択)

インディアナ州の代表は、上記ウォーセスターの全国大会には参加していない。1851年5月インディアナ州グリースボロで開催された反奴隷制会議で、アマンダ・M・ウェイの提案が支持され、同州で「奴隷に近い状況」などを理由に、女性の権利大会を開催することが決議された⁽⁷⁴⁾。同年10月ウェイン郡のダブリンで、同州初の女性の権利大会が2日間にわたって開催された。同大会は、州レベルの大会ではあるが、注目に値する。平等賃金原則を明確に含んだ以下の画期的な初決議⁽⁷⁵⁾を採択したからである。

あらゆる方法で、女性の平等権を侵害し、女性のエネルギーを閉じ込め、女性の努力をくじき、女性の家族と世界の面前で彼女を劣等な地位におとしめてきた法と慣習は、長い間続いてきたというだけの根拠で恒久化されてきたに過ぎないが、このような法と慣習は不正であって、直ちに廃止されなければならないことを決議する。

現在男性に対して自由に開かれているのと同様に、女性に対しても、達成のためのあらゆる多様な道が、自由に開かれるべきであることを決議する。

成長期の少年少女達の世代は、同じ学校及び大学で共学で教育され、同種かつ同程度の教育を受けなければならないことを決議する。

女性は、同一の労働(labor)に対しては、男性と同一の支払を受けねばならないこと⁽⁷⁶⁾を決議する。

この国における市民としての資格は、能力と徳性に基づいているのであり、かつ、両性はその精神的条件において同一であるから、それ故女性は男性と同様の市民権を享受すべきであることを決議する。

この大会で、インディアナ州の女性の権利協会が組織され、以後毎年同州の女性の権利大会を開くことが決まった。残念ながら、この平等賃金原則の決議は、全国的な運動の決議にはならなかった。

丁度おなじころ開催されたので、上記ダブリン大会の影響は及ばなかったと思われるのであるが、1851年10月15、16日、第2回全国女性大会が、マサチューセッツ州のウォーセスターで開催された⁽⁷⁷⁾。この大会決議第1項は、女性の参政権こそが、女性の権利を実現する「大事業の土台」であるとして、これ

(74) *Ibid.*, p. 306.

(75) *Ibid.*, pp. 827-828.

(76) That woman should receive for equal labor, equal pay with man.

(77) Stanton et al., *op.cit.*, p. 226.

に絞った運動を進めることを決議した⁽⁷⁸⁾。
この大会は、労働問題を主要な柱としなかった。平等賃金原則は、参政権問題のかけに埋もれてしまったのである。

州レベルの平等賃金原則にかかわる決議は、上記のみではなかった。ペンシルベニア州レベルの運動ではあるが、1852年6月2日、ウェスト・チェスターで、第1回同州女性の権利大会が開催されたことをも付言しておきたい⁽⁷⁹⁾。ここは、静かなクエーカー教徒の町で、女性も相当の教育を受けていた。大会決議は、15項目に及ぶ広範なものだが、「同一価値のサービス」(services of equal value)という先進的な言葉を含む、以下のような注目すべき第10決議を含んでいた⁽⁸⁰⁾。

同一価値のサービスに対して女性に対してはより僅少な支払しかない慣習がある限り、女性は、自然の秩序の故にではなく、男性による恣意的支配の故に、依存的な状態にとどめられ続けるのであるから、男性の労働に比べて、女性のそれに対して支払われる報酬の不平等性は、不正であり、かつ侮辱的であることを決議する。

2. 米国の女性解放運動の前進と停滞

(参政権獲得運動への傾斜)

このように、米国の州レベルでは、今日の平等賃金原則に近い発想と要求が打ち出さ

れていたが、平等賃金原則実現の運動は、全国的にはならなかった。全国的には、参政権獲得に重点をおいた運動が展開されたのである。その概略を見てみよう⁽⁸¹⁾。

南北戦争の結果、奴隷制が廃止され、女性参政権運動が再開され、奴隷制廃止運動とともに、平等権協会が設立された。しかし、奴隷廃止を優先するかどうかなど運動方針をめぐって運動が分裂し、1869年エリザベス・ケーディー・スタントンとスーザン・アンソニーらは、全国女性参政権協会(NWSA)を結成し、同年11月ルーシー・ストーンらは、アメリカ女性参政権協会(AWSA)を創設した。19世紀末には、女性解放を目指す多様な改革を掲げていたNWSAも運動目標を女性参政権要求に絞ったところから、両者の違いがほとんどなくなり、1890年運動が一本化され、全国アメリカ女性参政権協会(NASWA)が成立した。

英国留学の体験から戦闘的な女性解放運動の形態をアメリカに持ち込んだアリス・ポールは、1914年にNASWAを離れ、女性党を創設した。NAWSAも1915年、キャリー・チャップマン・キャットが会長となり、運動は活発化した。1919年6月、女性参政権を規定した憲法修正第19条⁽⁸²⁾が連邦議会を通過した。連邦議会の憲法改正の発議が発効するためには、3分の2の州による批准が必要であったが、それが実現したのは、36番目の批准州であるテネシー州の同意が連邦の

(78) *Ibid.*, pp. 226–227, & p. 835.

(79) *Ibid.*, p. 350.

(80) *Ibid.* p. 833.

(81) 前掲有賀、71～117頁。

(82) 参政権に関する州と連邦による性差別を禁止した。

担当国務長官に通知された 1920 年 8 月 24 日であった⁽⁸³⁾。長期間にわたり、膨大なエネルギーを費やした女性参政権運動は、やっと実を結んだのである。セナカ・フォールズ大会から、実に 72 年目であった。

(コンパラブル・ウォース運動)

NASWA は、女性有権者同盟に改組され、平和運動に転換した。しかし、女性党は、憲法修正 (ERA) により男女平等を実現しようと孤立した運動を継続した。女性参政権実現で、統一した獲得目標を失った女性解放運動全体は、一時沈滞に向かわざるを得なかった。それが、再び活発になったのは、1960 年代以降のことである。連邦議会を通過した ERA は、あと一步で、3 分の 2 の州の批准を獲得できなかった。しかし、男女平等賃金 (同一価値労働同一賃金) 原則は、近年「コンパラブル・ウォース」(Comparable worth) 運動の理論的支柱として、女性運動を支えるエネルギーの源泉となっている。それは、フェミニストによる活発な女性解放運動の大きな獲得目標となって、今日に至っているのである。

(続く)

(83) Harper, Ida Husted, *The History of Women Suffrage*, National American Women Suffrage Association, 1922, p. 625.

Creation of ILO and Adoption of the Equal Pay Principle for Men and Women (1)

Etsuro TOTSUKA *

Abstract

The recognition of the principle of equal remuneration for work of equal value is incorporated into the preamble of the current ILO Constitution. That was the result of the negotiation, which took place in 1919. The equal pay principle for men and women was adopted in Art. 427, Section II of the Labor Section of the Final Text of June 28, 1919 by the international conference on labor issues, which was one of the most important conferences that prepared the peace settlement of the First World War. And the original Constitution of the ILO formed Part XIII of the Treaty of Versailles of 28 June 1919 and part of other following peace treaties.

Such an important provision was not achieved overnight. There must have been many steps including the women's struggles against stone walls built by men in order to establish this principle. In part (1) of this article, the author wishes to look back women's history concerning the equal pay principle in the U.K., France and the U.S.A., namely the major victorious countries, which took the leading roles in the process of the said international conference on labor issues.

The U.K.:

Early feminist philosophers and the equal pay principle.

The thoughts of the modern economists.

The male dominated anti-slavery movements.

The male dominated labor movements.

The feminists' movements.

* Associate Professor, Graduate School of International Cooperation Studies, Kobe University.

France:

The French Revolution and the fall of women.

The male dominated labor movements.

The feminist' movements.

The U.S.A.:

The suffragettes' movements.

The early movements against the discrimination.

The demands for equal pay.

The feminists' movements focusing on suffrage.